第明治三二十種郵年三月物三十一認可日

△

○

G_{15} ＝ 0.020
G_{16} ＝ 0.020
G_{17} ＝ 0.019
G_{18} ＝ 0.016
G_{19} ＝ 0.019
G_{20} ＝ 0.019

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 9 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_9　ア　平成 9 年度市場公募都道府県に係るもの　0.021
　イ　平成 9 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.012

I_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.012
　イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.008

I_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.057
　イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.036

I_{12} ＝ 0.022
I_{13} ＝ 0.035
I_{14} ＝ 0.039
I_{15} ＝ 0.034
I_{16} ＝ 0.033
I_{17} ＝ 0.032
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.032
I_{20} ＝ 0.032

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得

○

G_{15} ＝ 0.020
G_{16} ＝ 0.020
G_{17} ＝ 0.020
G_{18} ＝ 0.020
G_{19} ＝ 0.019
G_{20} ＝ 0.019

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 8 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_8　ア　平成 8 年度市場公募都道府県に係るもの　0.064
　イ　平成 8 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.013

I_9　ア　平成 9 年度市場公募都道府県に係るもの　0.020
　イ　平成 9 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.011

I_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.012
　イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.008

I_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.057
　イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.036

I_{12} ＝ 0.022
I_{13} ＝ 0.080
I_{14} ＝ 0.037
I_{15} ＝ 0.034
I_{16} ＝ 0.033
I_{17} ＝ 0.032
I_{18} ＝ 0.033
I_{19} ＝ 0.032
I_{20} ＝ 0.032

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得